

令和8年度育児休業に関する減点同意書

			記入日	年 月 日		
保護者氏名		保護者 生年月日	年 月 日		児童との続柄	
保護者連絡先		住 所				
施設・事業名	(申込中)		(申込中)		(申込中)	
児 童 氏 名	フリガナ	フリガナ	フリガナ			
児童生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			

※きょうだいがいる場合は、人数分の提出が必要です。(原本が1部あれば、きょうだい分は写しでも可)

保育所・認定こども園等の利用(調整)申込みについて、次の事項について同意します。

1. 当該年度において、育児休業の延長が可能であるため、世帯状況にかかわらずマイナス 900 点を適用し、利用調整において低位の扱いとなることに不服はありません。
2. 利用調整の結果、利用決定がなされる場合があることに不服はありません。
3. 本減点同意書の有効期間は令和8年度中のみとなります。
次年度申請時に育児休業延長に関する減点を希望する場合、再度育児休業に関する減点同意書をこども未来室窓口提出します。
4. 育児休業に関する減点撤回申立書の提出をもって、裏面(減点撤回申立書提出期間表)に記載の入所希望月から待機期間が再算定されることになります。その時点で、「入所希望月から 12 ヶ月待機中」加点がついている場合も取消しとなることに不服はありません。
5. 次年度申請時に育児休業に関する減点同意書を提出しない場合は、マイナス 900 点の適用対象外となり、上記「4」と同様に待機期間が再算定され、「入所希望月から 12 ヶ月待機中」加点がついている場合も取消しとなることに不服はありません。
6. 年度途中で本減点同意書を撤回する場合は、裏面(減点撤回申立書提出期間表)に記載の減点撤回申立書の提出期間に、育児休業に関する減点撤回申立書をこども未来室窓口提出します。なお、保育事由が変更になった場合でも、育児休業に関する減点撤回申立書の提出がなければ、当該年度において引き続きマイナス 900 点が適用されることに不服はありません。

参考

減点撤回申立書提出期間表

入所希望月	申込み締め切り	減点撤回申立書提出期間
令和 8 年 4 月 1 日	(1 次選考対応) 令和 7 年 10 月 31 日	令和 7 年 10 月 1 日～令和 7 年 11 月 7 日
	(2 次選考対応) 令和 8 年 2 月 10 日	令和 7 年 11 月 10 日～令和 8 年 2 月 10 日
	(3 次選考対応) 令和 8 年 3 月 6 日	令和 8 年 2 月 12 日～令和 8 年 3 月 6 日
5 月 1 日	令和 8 年 4 月 10 日	令和 8 年 3 月 9 日～令和 8 年 4 月 10 日
6 月 1 日	5 月 8 日	令和 8 年 4 月 13 日～令和 8 年 5 月 8 日
7 月 1 日	6 月 10 日	令和 8 年 5 月 11 日～令和 8 年 6 月 10 日
8 月 1 日	7 月 10 日	令和 8 年 6 月 11 日～令和 8 年 7 月 10 日
9 月 1 日	8 月 10 日	令和 8 年 7 月 13 日～令和 8 年 8 月 10 日
10 月 1 日	9 月 10 日	令和 8 年 8 月 12 日～令和 8 年 9 月 10 日
11 月 1 日	10 月 9 日	令和 8 年 9 月 11 日～令和 8 年 10 月 9 日
12 月 1 日	11 月 10 日	令和 8 年 10 月 13 日～令和 8 年 11 月 10 日
令和 9 年 1 月 1 日	12 月 10 日	令和 8 年 11 月 11 日～令和 8 年 12 月 10 日
2 月 1 日	令和 9 年 1 月 8 日	令和 8 年 12 月 11 日～令和 9 年 1 月 8 日
3 月 1 日	2 月 10 日	令和 9 年 1 月 12 日～令和 9 年 2 月 10 日